省　令

○国土交通省令第四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九条、第七十六条及び第九十七条の三第三項並びに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）第六条の規定に基づき、自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（自動車登録規則の一部改正）

第一条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第十三条関係）

運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	使用の本拠の位置	表示する文字
（略）	（略）	（略）
室蘭運輸支局	室蘭運輸支局の管轄区域（苫小牧市を除く。）内	室蘭
	室蘭運輸支局の管轄区域（苫小牧市に限る。）内	苫小牧
釧路運輸支局	釧路運輸支局の管轄区域（野付郡、標津郡及び目梨郡を除く。）内	釧路
	釧路運輸支局の管轄区域（野付郡、標津郡及び目梨郡に限る。）内	知床
（略）	（略）	（略）
北見運輸支局	北見運輸支局の管轄区域（斜里郡を除く。）内	北見
	北見運輸支局の管轄区域（斜里郡に限る。）内	知床
（略）	（略）	（略）
青森運輸支局	青森運輸支局の管轄区域（弘前市及び中津軽郡を除く。）内	青森
	青森運輸支局の管轄区域（弘前市及び中津軽郡に限る。）内	弘前
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第十三条関係）

運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	使用の本拠の位置	表示する文字
（略）	（略）	（略）
室蘭運輸支局	室蘭運輸支局の管轄区域内	室蘭
釧路運輸支局	釧路運輸支局の管轄区域内	釧路
（略）	（略）	（略）
北見運輸支局	北見運輸支局の管轄区域内	北見
（略）	（略）	（略）
青森運輸支局	青森運輸支局の管轄区域内	青森
（略）	（略）	（略）